所得税から個人住民税 町県民税)への税源移譲

平成19年度から

町

県民税

ることになりますが、基本的に所得税と個 その代わりに6月から個人住民税が増え 人住民税の合計の負担は変わりません。 ほとんどの方は、1月から所得税が減り

▼どうして変わるの

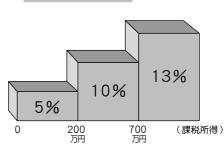
変わります。 町が自主的に財源の確保を行い、住民の皆 成 19 年から、 さんに必要な行政サービスを、自らの責任 地域の実情に合っていません。このため、 住民税へ移されることになりました。この 国の税制改正によって、国税である所得税 でより効率的に行えるよう、 平成 18年度の けて行政サービスを行っています。しかし ことを税源移譲と言います。これにより平 **た財源の中から国庫補助金などの財源を受** この仕組みは様々な制約があり、必ずしも 一部 (3兆円規模) が地方税である個人 町は、地方税以外に国が国税として集め 所得税と個人住民税の税額が

3段階から一律へ

ただく所得割と、皆さんに一定額をご負担 いただく均等割があります。今回、所得割の 個人住民税には、所得に応じてご負担い 10%、13%)か 平成 18 年度分まで 個人住民税

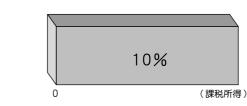
ら一律10%に変わります。

税率が、現在の3段階(5%、



どう変わるの?

●平成 19 年度分から



\mathcal{O}

事業所得者の場合

および平成20年2月・3月の確定申告 時)に所得税額が減ります。(注) 定納税の場合は平成19年7月、 え、平成20年2・3月の確定申告時(予 このほか、実際の負担増減額には、 ほとんどの方は、個人住民税額が増 11 月

平成19年から定率減税が廃止される等

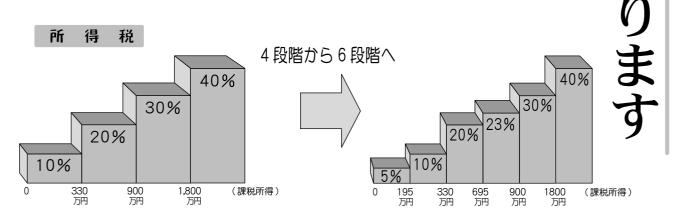
の影響があります。

(注)所得税は1年間の所得に対してその り変動します。 ため、実際の負担額は収入の増減によ 年の所得に対して課税されます。この 年に課税されますが、個人住民税は前

国の所得税の税率も現在の4段階か ら6段階に変わります。 税率を一律10%にすることに伴い 税源移譲による個人住民税所得割

年金受給者や給与所得者の場合

から源泉徴収される所得税が減って 年1月の給与や2月に受け取る年金 います。その代わりに6月からの個人 されている方のほとんどは、平成 住民税が増えることになります。 れている方のほとんどは、平成19給与や年金から所得税を源泉徴収



※図の税率は、県民税と町民税を合わせたものです。税率は所得割にかかるもので、このほかに所得にかかわらず 均等割:年額4,800円(琵琶湖森林づくり県民税800円を含みます)が課税されます。

税源移譲以外の主な変更点

とになります。 んどの人の個人住民税額が増えるこ の廃止に伴う経過措置等により、ほと 定率減税の廃止と老年者非課税措置 平成19年度は、 税源移譲のほかに、

▼定率減税が廃止になります

ていた「定率減税」が廃止になります。 定的な税負担の軽減措置として導入され 平成1年度から、景気対策のために暫

所得税 平成18年1月分から税額の10

平成 19年

住民税 298.300円

所得税 165,500円

平成 18 年

平成19年1月分から廃止

を減額

% 相当額(12万5千円を限度)

夫婦 + 子供 2 人·給与収入 700 万円 (年額)

住民税…

平成18年6月分から税額の7・

5

% 相当額(2万円を限度)



──〉平成 19年6月分から廃止

住民税 200,800円 · 定率減税 △ 14,700円 263,000円 所得税 · 定率減税 △ 26,300 円

422,800円

463.800円 合 計

が特定扶養親族に該当するものとしています。※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

●平成 20 年度以降

∭>3分の1

減額

全額負担

●平成19年度 ●平成18年度

ႍ╱3分の2減額

【経過措置として】

●平成17年度 >非課税

うに経過措置がとられています。

負担を緩和する目的から下記のよ 止となりました。しかし、急激な税 の個人住民税から、この措置は廃 平成18年度分(平成18年6月分から) 民税は非課税となっていましたが 前年の合計所得額が125万円以 年1月2日以前に生まれた方)で 月1日現在、6歳以上の方(昭和15 置がとられています。平成17年1 下の方は、平成17年度まで個人住 個人住民税の老年者非課税措置 廃止されたことによる経過措

平成 19年

がとられています措置の廃止による経過措置

個人住民税の老年者非課税

70歳独身・年金収入200万円(年額)

非課税

27,840円 27,800円)

平成 17年

住民税

所 得 税

合 計

(税額

平成 18 年

24,700円 △ 1,500円 △ 15,466円 •(住民税一定率減税)×

34,800円 所 得 税 △3,480円 ·定率減税

39,054円 38,900円) 住民税 42,100円 ·住民税 $\times \frac{1}{3} \triangle 14,033$ 円

所得税 17,400円

45,467円 合計 45,300円) (税額

-定の社会保険料が控除されるものとして計算しています

所 得 税 34,800円 ·定率減税 △6,960円

住民税

定率減税

※各モデルケースの住民税(年額)には、均等割4,800円(うち、琵琶湖森林づくり県民税800円)を含めています。

合計

(税額

住民税担当 ☎(52)6570 有線(5)5093 ◆問い合わせ先 税務課